

## 年度計画廃止後の動きについて

政策推進課

## 1 年度計画の廃止の対応

地方独立行政法人法の改正により年度計画の規定が公立大学法人には適用しないこととされた。これを受け、公立大学法人前橋工科大学の年度計画は、第3期中期目標期間の開始年度である令和7年度から廃止することとした。

前橋市公立大学法人評価委員会による年度評価は、令和6年度の業務実績に関する評価が最終となる。この毎年の評価の廃止により、第3期中期目標期間から評価委員会の開催が不定期になることから、評価委員会委員の任期を変更することとした。

## 2 年度評価の廃止

年度計画及び年度評価の廃止に伴い、令和8年度以降は、毎年度行っていた詳細の業務実績の評価委員会への報告と評価委員会による評価を行わないこととする。

一方で、年度計画廃止後においても法定評価（中間評価・期末評価）に向けた進捗状況の把握は必要であるため、大学が引き続き実施する毎年度の自己評価結果を市に報告することとし、評価委員会には市から参考報告する。

## 3 評価委員の任期

年度評価の廃止により評価委員会の開催が不定期となるため、従来の2年の任期では、任期中に1度も評価委員会を開催しないといった事態が想定されることから、任期を4年間に変更することとした。

任期変更後の動きについては、次のとおり。

年度	中期目標期間	評価委員任期	評価委員会
R7	第3期1年目	2年目（終了）	・令和6年度業務実績評価 ・中期目標期間における業務実績評価
R8	第3期2年目	1年目	(業務実績概要について情報共有)
R9	第3期3年目	2年目	(業務実績概要について情報共有)
R10	第3期4年目	3年目	(業務実績概要について情報共有)
R11	第3期5年目	4年目（終了）	・中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価（中間評価） ・中期目標期間の終了時の検討
R12	第3期6年目	1年目	・次期中期目標策定の為の意見聴取 ・中期計画意見聴取→中期計画認可
R13	第4期1年目	2年目	・中期目標期間における業務実績評価（期末評価）